

学校法人会計基準について

1. 学校法人会計基準とは

学校法人の多くは、私立学校振興助成法に基づき私学助成（補助金）を受けています。この補助金を受けている学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な基準として昭和 46 年に制定されたものが「学校法人会計基準」です。直近では平成 25 年に大幅な改正がなされ、文部科学大臣所轄学校法人においては平成 27 年度から改正施行となりました。

2. 企業会計との違い

企業会計は、利益を追求する企業の会計処理を、会社法や金融商品取引法などに基づき決算書にまとめ、利害関係人である株主や投資者に開示することを目的としています。一方、学校会計は、公共性の高い教育研究活動を行っている非営利の学校法人が、永続的に活動できるように工夫されたもので、私立学校法や私立学校振興助成法に基づいています。これにより在学生や保護者など利害関係人が、学校法人の収支の均衡状態や財政状態を正確にすることができるようになることを目的としています。

3. 計算書について

本学のような文部科学大臣所轄学校法人は、平成 27 年に改正施行された学校法人会計基準に基づき、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」ならびに関連する明細表等の作成が義務付けられています。

（1）資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするためのものです。改正施行により、企業のキャッシュフロー計算書に似た活動区分資金収支計算書を作成し、活動区分ごとの資金収入及び資金支出を明示することとなりました。

（2）事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動ごとの収入及び支出の内容を明らかにすることを目的としています。この中では、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要となる資産を継続的に保持するために維持すべきものとされる基本金に組入れる額（基本金組入額）も記載され、事業活動の収支の均衡状態が明らかになります。事業活動は、①教育活動、②教育活動以外の形状的な活動、③それ以外の活動、の 3 つに分けてそれぞれの収支差額を計算します。この収支差額の合計を「基本金組入前当年度収支差額」として明記し、そこから基本金組入額を控除したものが「当年度収支差額」となります。学校法人の収支の均衡状態は、この当年度収支差額で判断し、学校法人会計では収支が均衡していることが理想とされています。

<基本金の種類>

基本金には、次の 4 種類があります。

第 1 号基本金：設立当初に取得した固定資産の価額及び規模拡大や教育お充実向上のために取得した固定資産の価額

第 2 号基本金：将来取得する固定資産の取得に充てる資産の額

第 3 号基本金：基金として継続的に保持し、かつ、運用する資産の額

第 4 号基本金：恒常的に保持すべき資金。

前年度の学校法人の運営に要した支出額の約 1 か月分となる。

(3) 貸借対照表

当該会計年度末における資産・負債・純資産を、前会計年度末との対比で記載しており、これにより学校法人の財政状態を明らかにし、その健全性や安定性を示すものです。また、重要な会計方針等についても注記することとなっており、あわせて各種の明細表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）も作成することとなっています。